

38. 長久手市

平成24年10月23日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 森谷 光夫 殿

長久手市長 吉 田 一 平

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について（回答）

平成24年8月17日付けで依頼のありましたことにつきましては、下記のとおりです。

記

陳 情 書 に 対 す る 回 答 一 覧

要 請 事 項		回 答
1	自治体の基本的あり方について	
①	憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。	意見として参考にします。
②	「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。	国の制度のもとで住民サービス向上に努めています。
③	地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)について、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。	法の趣旨に基づき見直しを進めます。
④	徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	平成23年4月1日に発足した滞納整理機構は3年間の時限設置となります。主に高額滞納者について、実情、財産をよく調査した上で、引き続き実施していきます。
2	福祉医療制度について	
①	福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	現行どおりとします。
②	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	現行どおりとします。
③	障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	現行どおりとします。
④	後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	現行どおりとします。

陳 情 書 に 対 す る 回 答 一 覧

要 請 事 項	回 答
3 以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。	
1 安心できる介護保障について	
(1) 介護保険について	
① 介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。	意見として参考にします。
② 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。	既存の制度で実施します。
③ 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。	国の制度のもとで支援を行います。
④ 要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。	意見として参考にします。
⑤ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤整備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。	第5期介護保険事業計画に基づき基盤整備を行います。
⑥ 地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。	意見として参考にします。
⑦ 介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。	国の制度のもとで支援を行います。
(2) 高齢者福祉施策の充実について	
① 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。	
ア ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。	緊急通報システム、家事援助型ホームヘルパー派遣事業及び食の自立支援事業で安否確認及び生活支援を行っております。
イ 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。	現行(高齢者及び障がい者の外出支援は、巡回バスの無料パスを交付し、高齢者にはさらに、1,000円分のリニモカードを交付している)どおりとします。
ウ 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。	老人憩の家を市内7カ所に設置しており、65歳以上の方はだれでも利用できます。
エ 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。	意見として参考にします。

陳 情 書 に 対 す る 回 答 一 覧

要 請 事 項		回 答
②	配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。	土、日、祝日を除き利用者の希望により毎日1回昼食の配食を行っております。また、会食方式としては、福祉の家で介護予防事業「あつたか昼食会」を実施しております。
(3)	障がい者控除の認定について	
①	介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。	既存の制度で実施します。
②	すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。	個別の申請により交付しています。
2	高齢者医療などの充実について	
①	後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。	現行どおりとします。
②	後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。	現行どおりとします。
3	子育て支援などについて	
①	妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。	平成21年度から妊婦健診は14回に拡大し実施しています。
②	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。	生活保護の基準額は参考にはしますが、認定の基準にはしていません。申請の受け付けは、市町村の窓口としており、民生委員の証明は必要ありません。また、年度途中での申請については、周知に心がけています。なお、支給内容の拡充は、今後検討します。
③	義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。	現行どおりとします。
④	放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。	給食食材の購入にあたっては、できるだけ配慮をしています。
⑤	女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。	更衣や授乳でも使用可能な高さの高い間仕切りを備蓄しているほか、市の防災倉庫においては、生理用品や粉ミルク、子供用・大人用紙おむつなどを備蓄しています。
4	国保の改善について	
①	国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。	国の動向を見て判断します。
②	保険料(税)について	
ア	これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。	現行どおりとします。

陳 情 書 に 対 す る 回 答 一 覧

要 請 事 項	回 答
イ 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。	現行どおりとします。
ウ 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。	減免措置については、現行の条例・規則の中で対応します。
エ 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。	減免措置については、現行の条例・規則の中で対応します。
③ 保険料(税)滞納者への対応について	
ア 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どものについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。	相応の収入が継続して認められるが納付の意思がなく、また、収納課で差押資産が見つからないため資格証明書の発行要請があり、面談等の事業聴取を試みても応じない場合には、止むを得ず発行する場合があります。なお、資格証明書世帯及び短期被保険者証世帯の高校生世代以下の子については、「6か月有効」の短期被保険者証を発行しています。
イ 滞納者に対し給付の制限をしないでください。	制限はしておりません。
ウ 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。	分納の履行が順調かつ将来完納する見込みのある世帯には、被保険者証の期限が切れる前に新たな被保険者証を送付しています。
エ 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。	収納課と生活実態の把握に努めています。短期被保険者証の交付については、納付相談・指導を行う上で有効なものと考えております。無保険者の調査は現在のところ考えておりません。
④ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にかかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。	申請があれば審査して対応します。
5 障がい者・児施策の拡充について	
① 障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。	地域生活支援事業の一部のサービスについて平成24年4月1日から低所得者無料を導入しました。
② 訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。	現行どおりとします。
③ 移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。	現行どおりとします。

陳情書に対する回答一覧

要 請 事 項	回 答
④ 障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。	現行どおりとします。
⑤ 避難所のバリアフリー化をすすめてください。	避難所である各学校の防災倉庫に、可搬型スロープを備えています。
⑥ 集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。	長久手市では、福祉の家を福祉避難所として指定しています。
⑦ 地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。	災害時要援護者支援要綱に従い進めていきます。また、災害時要援護者の情報について、地域の防災関係者(自主防災組織など)との情報共有を検討していきます。
6 健診事業について	
① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。	特定健診は、無料で年に1回受診できます。がん検診は有料で年に1回受診でき、歯周疾患検診は有料で、40歳、50歳、60歳、70歳の方が受診できます。
② 40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。	40歳未満の市民を対象に、39歳以下健診を実施し、年に1回無料で受診できます。
7 予防接種について	
① Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。	国のワクチン接種緊急促進事業に基づく予防接種対象者は、無料で接種ができます。
② 高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。	高齢者用肺炎球菌については、接種費用の一部として3,000円を助成しています。
8 生活保護について	
① 憲法25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。	生活保護法に従い適切に対応しています。
② 就労支援や生活指導を個別にいていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。	正規職員の配置については、専門職を含め適切に配置しています。
③ 弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。	警察官OBについては、1名雇用していますが面接相談や家庭訪問の業務担当として従事しており、弱者の生存権侵害につながるとは考えていません。

陳情書に対する回答一覧

要 請 事 項		回 答
4	国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。	
1	国に対する意見書・要望書	
①	消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
②	消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
③	後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
④	介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑤	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑥	東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑦	障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑧	Hib、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。

陳情書に対する回答一覧

要 請 事 項		回 答
2	愛知県に対する意見書・要望書	
	(1) 福祉医療制度について	
	① 福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
	② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
	③ 障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	平成22年1月から全疾病に拡大しました。
	④ 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
	(2) 県民の医療を守るために	
	① 後期高齢者医療について	
	ア 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
	イ 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
	② 国民健康保険への県の補助金を増額してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
	③ 障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
	④ コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
	⑤ 東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
	⑥ 県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
	⑦ 厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。

陳情書に対する回答一覧

要 請 事 項		回 答
3	愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書	
①	愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
②	低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
③	保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
④	後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。